

(介護予防) 小規模多機能ホーム令寿 運営規程

(事業の目的)

第1条* 医療法人社団木下内科診療所が設置する小規模多機能ホーム令寿において実施する(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、要支援・要介護状態の利用者に対して、適切な(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、要支援・要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
- 2 利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、伊丹市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 小規模多機能ホーム 令寿
- (2) 所在地 : 兵庫県伊丹市瑞穂町1-2-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者兼計画作成担当者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている(介護予防)小規模多機能ホームのサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(2) 介護従業者

- ① 看護職員 2名 (常勤 1人、非常勤 1人)
- ② 介護職員 11名 (常勤 5人、非常勤 6人)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
- (3) 通いサービスの営業日 月曜日から 日曜日までとする。
- (4) 通いサービスの営業時間 午前9:00から 午後6:00までとする。
- (5) 宿泊サービスの営業日 毎日とする。
- (6) 宿泊サービスの営業時間 午後6:00から 午前9:00までとする。

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 事業所の登録定員は 25名とする。

- 2 事業所の通いサービスの利用定員は 15名とする。
- 3 事業所の宿泊サービスの利用定員は 5名とする。

(介護予防・小規模多機能ホーム令寿のサービス内容)

第7条 サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 相談、援助等
- (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
 - ①介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
 - ②健康のチェック
 - ③機能訓練
 - ④入浴サービス
 - ⑤食事サービス
 - ⑥送迎サービス
- (4) 訪問サービスに関する内容
 - ①排泄・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護
 - ②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助
 - ③安否確認

(介護計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能ホーム令寿の介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の従業者とも協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。

4 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該小規模多機能ホーム令寿のサービスが法定代理受領サービスであるときは、各自負担割合とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用	昼食	780円 (おやつ代含む)
	朝食	350円
	夕食	630円

(2) 宿泊に要する費用 (一泊) 3,500円

(3) おむつ代 実費

(4) その他の日常生活費 実費

4 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。

5 (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、伊丹市とする。

(衛生管理等)

第11条 (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者及びその家族は (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿のサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 (介護予防) 小規模多機能ホーム令寿のサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する（介護予防）小規模多機能ホーム令寿のサービスの提供により事故が発生した場合は、伊丹市、該当利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する（介護予防）小規模多機能ホーム令寿のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期するとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 （介護予防）小規模多機能ホーム令寿の従業者等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

（苦情処理）

- 第 15 条 （介護予防）小規模多機能ホーム令寿の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した（介護予防）小規模多機能ホーム令寿に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、伊丹市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した（介護予防）小規模多機能ホーム令寿に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（地域との連携など）

- 第 16 条 （介護予防）指定小規模多機能ホーム令寿は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 （介護予防）小規模多機能ホーム令寿のサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

（その他運営に関する留意事項）

- 第 17 条 （介護予防）小規模多機能ホーム令寿は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- （1）採用時研修 採用後 1 か月以内
 - （2）継続研修 年 1 回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所が介護保険法に関する法令に基づき他のサービス事業者等と情報の共有、必要な場合に使用する。
 - 5 本事業所は、（介護予防）小規模多機能ホーム令寿に関する記録を整備し、当該記録を作成した日から 5 年間保存するものとする。

6 従業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団木下内科診療所と（介護予防）小規模多機能ホーム令寿の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附 則）

この規定は、令和2年3月1日から施行する。